

福島県環境教育等行動計画の見直しについて

生活環境総務課

平成29年9月13日

1 背景

本県の環境教育等を巡る以下の主な状況の変化を踏まえ、福島県環境教育等行動計画の見直しを行う。

- 環境創造センターの全面開所
環境教育・学習等の拠点施設として平成28年7月に全面開所。
- 福島県環境基本計画の改定
平成29年3月に福島県環境基本計画を改定。
- 福島県地球温暖化対策推進計画の改定
平成29年3月に福島県地球温暖化対策推進計画を改定。

※ 福島県環境教育等行動計画は、平成23年に改正された環境教育等促進法第8条に基づく計画として、平成26年3月に策定。

2 見直しの主なポイント

- 環境創造センターの4つの基本的機能のうち、特に「教育・研修・交流機能」の活用を重点に行動計画に反映させる。
- 県環境基本計画改定のポイントの一つである、環境回復及び低炭素社会への転換をさらに促進する点につき、行動計画に反映させる。
- 気候変動の影響に対する適応策の視点を行動計画に反映させる。

3 今後のスケジュール

- 9月13日 環境審議会（全体会）（行動計画改定素案の審議）
- 9月中旬～ パブリックコメント
10月中旬
- 11月中旬 環境審議会（全体会）（行動計画改定答申案）
- 12月上旬 行動計画改定